

# 研究報告：タイ民商法典第一編・第二編における〈日本民法継受〉の態様

## —— その比較法的考察の手順について ——

田村志緒理（タマサート大学法学部）

### [A] 1923年法典および1925年法典の翻訳と比較考察、その第一段階

(I) 公布の年代順とは逆に、現行法第一編・第二編の日本語訳およびドイツ語訳より、実際の翻訳作業を始めた。

1. 翻訳作業と同時並行的に、タイ語原文の統語論的分析（依存関係分析）の手法を開発することにより、単語レベルに留まらず、統語レベルでの翻訳の正確さと《検証可能性》を確保することに努めた。
2. 現行条文の翻訳の段階では、ドイツ語訳も作成することによって、ドイツ民法およびスイス法（民法・債務法）との比較考察を容易にし、日本法を含めて関連諸法との用語法の統一に努めた。
3. 1925年法典の起草者自身による「参照条文一覧表（所謂“Index”または“Reference”）」の存在は承知していたが、「偏見」を防ぐために、この段階では敢えてそれを参照せず、日本法、ドイツ法およびスイス法の条文に、タイ語条文を直接突き合わせることによって、独自の「参照条文一覧」を暫定的に作成した。この独自の一覧表作成の際に、日・独・スイスの、いずれの条文が主なモデルとして採用されたかを推定し、それにマーカー（印）を施した。

(II) 翻訳作業の第二段階として、1925年法典公布当時の条文の日本語訳を作成した。

1. 第一編は、1992年に全面的に改正されているため、改正前後におけるタイ語原文の変動に十分に注意を払いつつ、訳文も全面的に作成し直した。他方、第二編では改正されたのは4ヶ所に留まり、ほぼ公布当時の状態が現在まで維持されている。
2. 公布当時の条文に合わせて日本語訳を改正すると同時に、現行法規の翻訳の際に作成した独自の「参照条文一覧」も検討し直した。この段階で初めて、起草者自身による「一覧表」と独自のものを突き合わせ、両者の比較・統合を図った。この作業によって、起草者による「一覧表」が必ずしも完全なものとは言えず、（少なくとも、現在公表されている版では）明らかな誤りと思われるところも所々発見された。このため、起草者による原本を補完・補正した新たな「参照条文一覧表」を作成することにし、その際、補完ないし補正箇所を原本の記入事項からはっきりと区別できるよう、表記法を工夫した。

(III) 上記の補完・補正版の「参照条文一覧表」を作成した結果、特に第一編において1923年民商法典の条文が多数参照されていることが明白となり、この旧法典の詳細な検討無しには、モデル条文の正確な判定は不可能であるという結論に達した。そこで翻訳作業の第三段階として、この旧法典第一編・第二編の日本語訳の作成に取りかかった。

1. この翻訳では、1923年法典（所謂“Old text”）と1925年法典（所謂“New text”）との用語法の差異に、特に留意しながら作業を進めた。旧法典の文体は、絶対王政時代の宮廷用語に基づいているため、正確な理解・翻訳は極めて難しいが、各条文の趣旨に焦点を絞って訳出した。旧法典の内容が明かになるに伴い、これが本当に施行することを念頭に置いて編纂されたものであるか、疑念を抱かせる場面にも遭遇したが、この点は本考察の主題からは逸れる案件なので、ここでは深入りしないこととした。
2. 1923年旧法典二編の訳出が完了し、主な考察対象が出揃ったところで、1925年法典各条項の主なモデル条文を判定し直す作業を遂行した。まず、旧法典、日本民法、ドイツ民法、スイス法の四法から、内容的に近接したものを選択して斜体太字で表記した。そして更に、その中から決定的と推測される一法を選抜してアスタリスク（\*）を施し、また、各法毎に異なった背景色を施して、視覚的な読み取り易さを高める工夫を施した。このようにして作成されたのが、

参考資料として公開した「訳者による補完・補正を施した参照条文一覧表」である。

3. なお、以上のようなモデル条文の判定は、しかしながら決して機械的なものではない。判定不可能な場合もあり、逆に複数の法がほとんど同一の内容であることもある。複数の候補がある場合、そこに旧法典が含まれているときは、それを最優先とすることをルールとした。なぜなら、1925年法典は基本的に、1923年法典の改正法として成立したからである。また、複数の法を組み合わせると一つの条文となっている場合もあるが、そうした場合には主な部分の基となった法をモデル条文と判定することにした。いずれにせよ、この判定は、訳者自身の主観的な印象に依存する場合も少なくなく、今後、より多角的な検討を要するものと言える。
4. 以上の判定結果を単純にその条文数でまとめると、以下ようになる。第一編全193条中、旧法典、日本民法、ドイツ民法、スイス法、フランス民法の各法をモデルとする条文は：

旧法典	日本民法	ドイツ民法	スイス法	フランス民法	不明
77	56	25	7	4	24

したがって第一編に限れば、旧法典から採用された条文が最も多く、日本民法系の条文がそれに続く形となっている。ドイツ民法に由来する条文は以外に少ない。

5. ところが第二編全259条の判定結果は、これとは全く異なった様相を呈している：

旧法典	日本民法	ドイツ民法	スイス法	フランス民法	不明
31	105	93	13	2	15

旧法典が背景に退き、日本民法とドイツ民法とがほぼ同等の比率で支配的となっている。

## [B] 比較考察の第二段階、1925年法典における「ポアソナードの遺産」

第一段階比較考察では、1925年法典のモデル条文を単純に旧法典、あるいは日本、ドイツ、スイス法などに分類して判定したに過ぎない。ここまでの認識は、おそらくタイの法曹関係者にも既に周知の事実であろう。しかし、日本民法自体もドイツ民法に多くを負っていることを考えると、これを最終判定と見ることはできない。モデル条文と推される日本民法の条文には、第二編に取められる留置権や先取り特権のモデルとなった規定のように、1890年旧民法に由来する条文と、同じく第二編の契約総則のモデルとなった規定のように、ドイツ民法に由来する条文と、少なくとも二種がある。

では、これら日本民法からのモデル条文を、旧民法系（フランス法系）とドイツ民法系とに分別してみると、どのような結果になるであろうか。この点を明かにして初めて、1925年法典におけるドイツ民法の影響の真の射程と、また、フランスとドイツ、両民法の伝統をタイに媒介した日本民法の役割も、より明確に認識することができるであろう。

1. 以上のような観点から、第一編、第二編それぞれで援用されたと推される日本民法の規定を、1890年旧民法、成立当時のドイツ民法の規定と比較し、両系列の条文数を確認すると、参考資料として公開した「タイ民商法典第一編・第二編におけるポアソナードの遺産（試案）」のような結果となる。そのうち第一編の部分をもとめると、以下ようになる：

旧法典	日本民法			ドイツ民法	スイス法	仏民法	不明
	旧民法系	不明	独民法系				
77	22	10	24	25	7	4	24

この結果に従えば、旧法典からの条文77条を除いて、ドイツ民法から直接・間接に影響を受けているものが、少なくとも50条ほど存在するということになる。

2. これに対して第二編では、以下のような結果になる：

旧法典	日本民法			ドイツ民法	スイス法	仏民法	不明
	旧民法系	不明	独民法系				
31	61	16	28	93	13	2	15

日本民法からのモデル条文中、一転して旧民法系（フランス民法系）が多数を占めている。こ

それを言い換えるならば、1925年法典の起草者が、日本民法を必ずしも「小パンデクテン」としてのみ扱っていたのではない、ということである。起草者は、日本民法中のフランス民法系の条文も、それと自覚してモデル条文に採用していたはずである。

3. ここで一言付言すれば、同様の作業を1923年法典からのモデル条文にも施すべきところであるが、依拠すべき資料の不足から今はそれを断念せざるを得ない。

### [C] 比較考察の第三段階、起草者の《原構想》を探る

ところで、法制史上の資料から、1925年民商法典を起草した中心的人物であるプレイヤーマーナワラーチャセーウィー侯爵は、その聴取録のなかで「本心を言えば、我々は1923年の旧民商法典からは条文を採用したくなかったが、フランスとの友好関係を損なわないために、所々で取り入れざるを得なかった」と発言していることが知られている。このような事情から推測するに、侯爵はそのイギリス留学中に、少なくとも第一編・第二編の原案（あるいは私案）を完成させ、それを携えて帰国したのではないかと思われる。この原案は、独・日両民法を主なモデル法として構想されていたはずであり、それがほぼ完成されていたからこそ、1923年法典という想定外の素材を混入させることにより、《原構想》が乱されることを嫌ったのであろう。

それでは、どのようにしてこの難問を解決するか。その第一の方法は、1923年法典の条文の中に、原案で採用を予定していた独・日いずれかの条文と、同一の規定内容を有するものを選び出し、その部分を入れ替えることである。次に考えられるのは、独・日いずれの条文とも競合しない独自の条文を見つけ出し、それを原案の中に挟み込む方法であろう。こうすれば、競合や齟齬といった危険を回避することができる。第一の方法を採用した場合、前段で解説した「参照条文一覧表」中の、旧法典のコラムと、独・日いずれかの法のコラムとの間に、一種の「平行関係」が確認されるはずである。この平行関係を確認することができれば、遡って起草者の《原構想》を探ることも不可能ではないであろう。この考察を、ここでは「ガイドライン」と「バックボーン」の二段階に分けて試みた。

1. 公開資料「三法比較：『債務不履行』はどのようにして組まれたか」での考察から分かるように、主要な参照条文に規則正しい昇順の配列が見出されるとき、そこに一つの「ガイドライン」が存在すると考えることができる。「参照条文一覧表」中に、そうした昇順の配列を探し出してライトアップし、背景を暗転することにより、そうした「ガイドライン」が浮かび上がってくる。実際、「参照条文一覧表」の第一編の部分には、そうした「ガイドライン」が多数確認され、旧法典のコラム内の「ガイドライン」と、独・日民法のコラム内のそれとの間にはっきりとした「並列関係」を見出すことができる。
2. 以上の「ガイドライン」の考察から、第一章「総則」と第二章「人」では本来、日本民法からのモデル条文を中心にし、第三章「物」から第六章「消滅時効」までは、主にドイツ民法からのモデル条文に基づいて草案を編む、という《原構想》があったのではないかと推測することができる。これを「バックボーン」と呼ぶことにする。
3. 同様の考察を第二編に施すと、結果は全く異なる。「ガイドライン」が確認されるのは、主に独・日両民法のコラムだけであり、旧法典のコラムとの「平行関係」はほとんど見出すことができない。代わりに、独・日両民法のコラム間では、ボアソナードの遺産部分を除いて、密接な絡み合いが見出される。しかし、それも第三章「事務管理」までで、第四章「不当利得」と第五章「不法行為」では、力強い明確な「ガイドライン」が消失してしまう。そしてこの部分でのみ、旧法典のコラムに弱く短い「ガイドライン」が現れる。これを言い換えれば、契約を中心にした債権債務関係については旧法典からの「介入」を極力排除したが、不当利得と不法行為に関しては、何らかの理由によって、起草者の《原構想》が大きく変更され、旧法典の条文を採用して編み直した、ということではないか。

本報告では、上述の内容をグラフィカルな手法を用いて直観的に解説する予定である。未だ試論の域を出ない未熟な論考であり、識者からの忌憚のない批判を仰いで、今後更に考察を深めていきたいと願っている。

以上。